

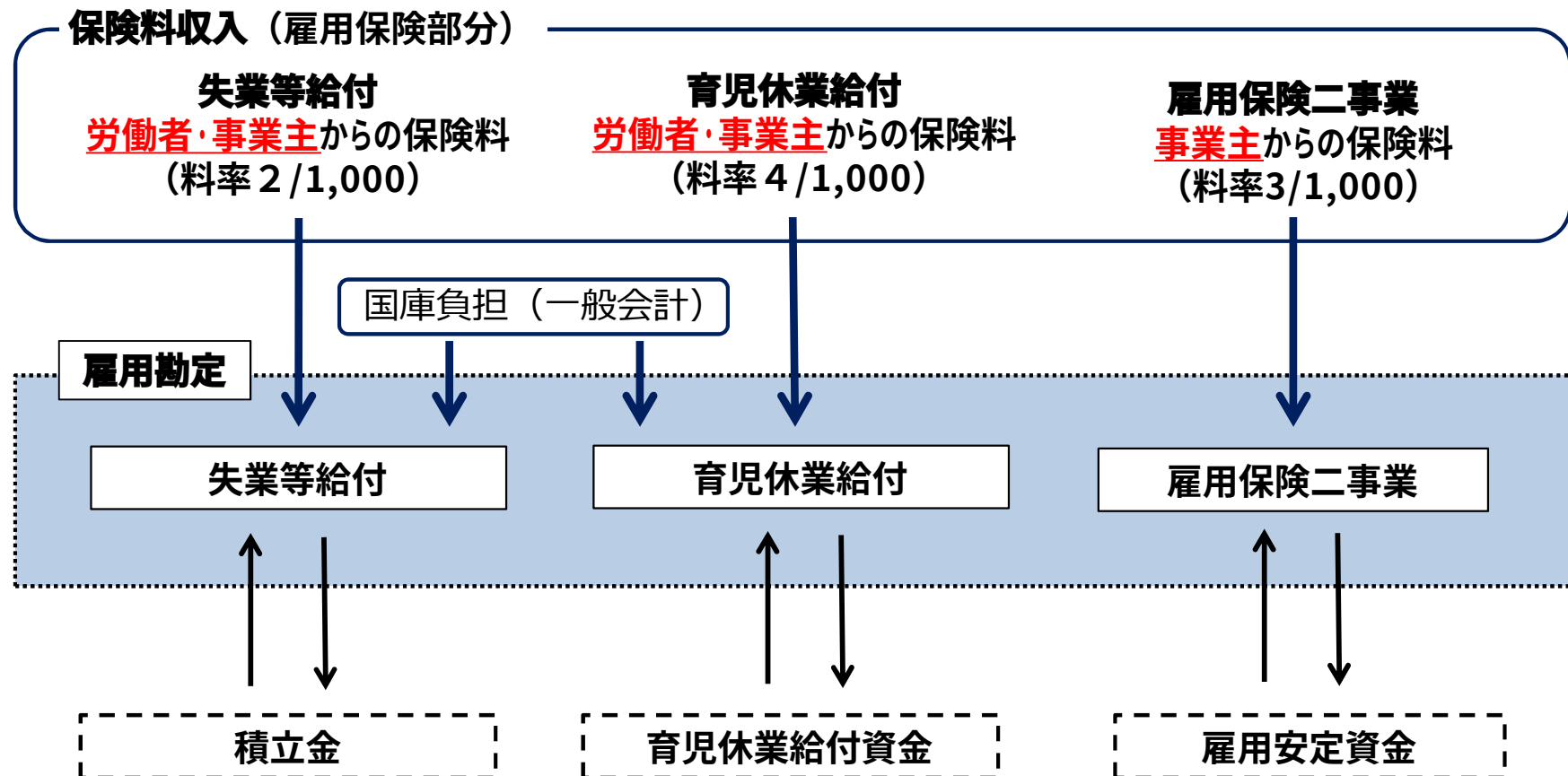
雇用保険制度の財政運営

雇用保険制度について

雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために**失業等給付**を支給する、
 - ② 労働者が子を養育するために休業した場合に、生活及び雇用の安定のために**育児休業給付**を支給する、
 - ③ 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための**雇用保険二事業**を行う、
- 雇用に関する総合的機能を有する制度である。

労働保険特別会計（雇用勘定）の仕組み



費用の負担 (雇用保険料)

○ 原則

15.5/1000 (徴収法第12条第4項柱書本文)

失業等給付分	: 8/1000	※ 労使折半 (徴収法第31条第1項)
育児休業給付分	: 4/1000	※ 労使折半 (徴収法第31条第1項)
二事業分	: 3.5/1000 (徴収法第12条第6項)	※ 事業主負担 (徴収法第31条第3項)

○ 暫定措置 (平成29年度から令和3年度まで)

13.5/1000 (徴収法附則第11条第1項)

失業等給付分	: 8/1000 → 6/1000
育児休業給付分	: 4/1000
二事業分	: 3.5/1000

○ 弾力条項 (*) による令和3年度保険料率

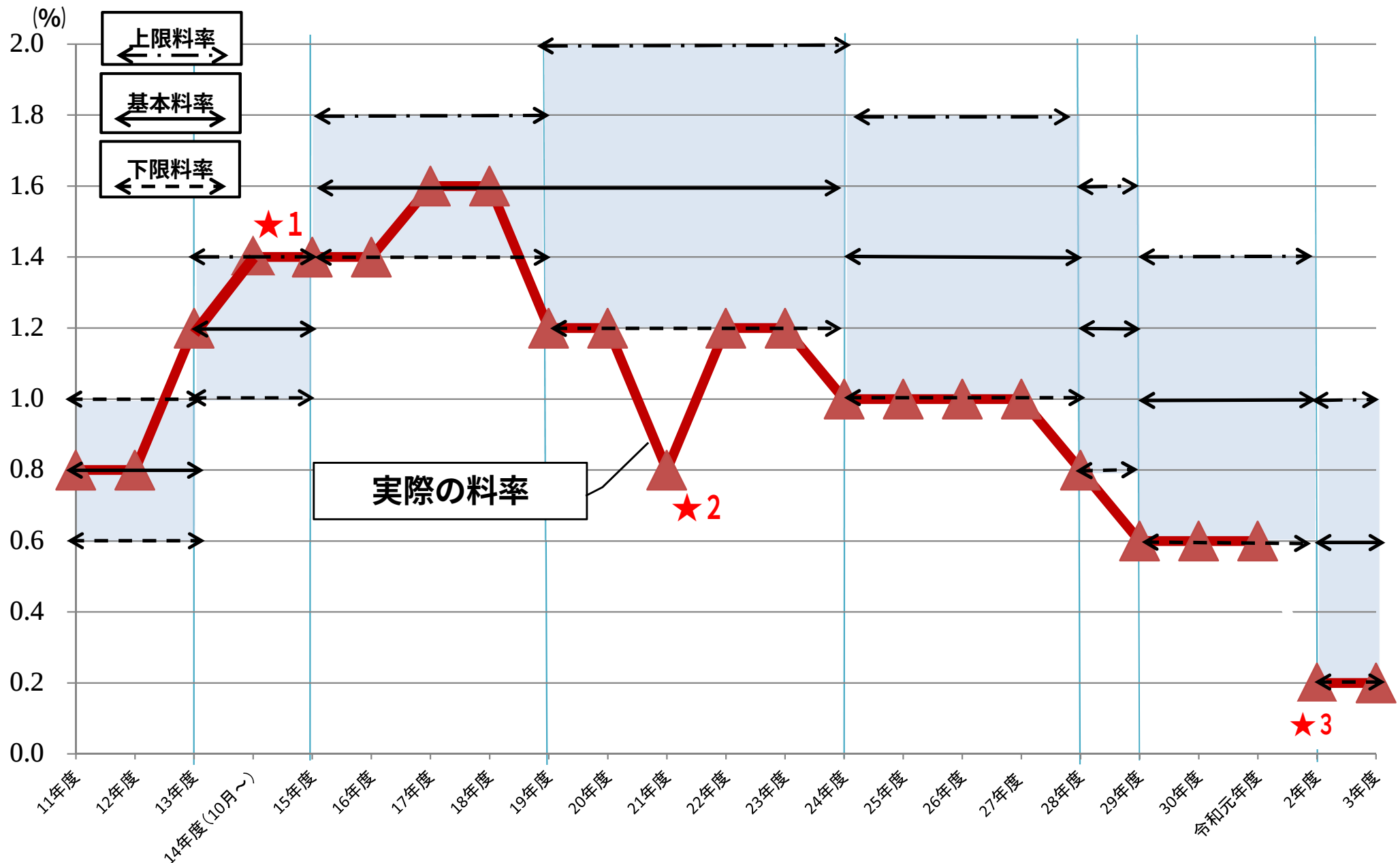
13.5/1000 → 9/1000 (徴収法第12条第5項 (附則第11条第2項)、徴収法第12条第8項)

失業等給付分	: 6/1000 → 2/1000
育児休業給付分	: 4/1000
二事業分	: 3.5/1000 → 3/1000 (徴収法第12条第8項)

* 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能

	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料及び 就職支援法事業のための保険料率	1/1,000	1/1,000	2/1,000
育児休業給付のための保険料率	2/1,000	2/1,000	4/1,000
二事業のための保険料率	3/1,000	なし	3/1,000
計	6/1,000	3/1,000	9/1,000

失業等給付費にかかる保険料率の推移



(★1) 平成14年度の失業等給付費の保険料率は、平成14年10月から弾力条項により2/1,000引上げ。

(★2) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(★3) 令和2年度から育児休業給付費分4/1,000を切り離し。

雇用保険料の弾力条項

※令和3年4月1日現在

1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則 8 / 1000 (労使折半) ※令和2年～令和3年度 6 / 1000
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項 (徴収法第12条第5項)

$$\begin{array}{l} 2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \Rightarrow \text{保険料率引下げ可能} \\ \hspace{15em} (\rightarrow -4/1000 \text{まで}) \\ \\ 1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \Rightarrow \text{保険料率引上げ可能} \\ \hspace{15em} (\rightarrow +4/1000 \text{まで}) \end{array}$$

注1: 景気変動によって影響を受けない給付とは、教育訓練給付及び雇用継続給付をいう。

注2: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000 (事業主負担)

雇用保険二事業に係る弾力条項 (徴収法第12条第8項及び第9項)

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \text{保険料率引下げ} \xrightarrow{\text{労政審での議論}} \text{保険料率の更なる引下げ可能}$$

(→ -0.5/1000) (→ -0.5/1000)

失業等給付等に係る国庫負担について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付等に要する費用の一部を負担している。

求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付

雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・介護休業給付

育児休業給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ・高年齢雇用継続給付
- ・教育訓練給付
- ・就職促進給付

国庫負担の現状

- 雇用保険（失業等給付）の国庫負担については本来の55%の額に暫定的に引き下げている。（平成19年度～）
- 雇用保険法附則第15条において、「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」とされている。
- 平成29年度から令和3年度までの間は、国庫負担率については時限的に100分の10に引下げられている。
(基本手当の場合、13.75% (本来負担すべき額の55%) ⇒ 2.5% (同10%))

<参考：雇用保険法附則>

(国庫負担に関する暫定措置)

第十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2・3 (略)

第十四条 平成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和四年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22) (昭24) (昭27) (昭34) (昭35) (昭45)	雇用保険 (昭50) (昭53) (昭54) (昭56) (昭57) (昭61) (昭63) (平4) (平5) (平10) (平13) (平14) (平15) (平19) (平21) (平22) (平23) (注6) (平24) (平27) (平28) (平29) (令2～令3)
雇 用 保 険 料 (注1)	$\frac{22}{1,000} \rightarrow \frac{20}{1,000} \rightarrow \frac{16}{1,000} \rightarrow \frac{14}{1,000} \rightarrow \frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000} \rightarrow \frac{13.5}{1,000} \rightarrow \frac{14.5}{1,000} \rightarrow \frac{14}{1,000} \rightarrow \frac{14.5}{1,000} \rightarrow \frac{14}{1,000} \rightarrow \frac{14.5}{1,000} \rightarrow \frac{12.5}{1,000} \rightarrow \frac{11.5}{1,000} \rightarrow \frac{15.5}{1,000} \rightarrow \frac{17.5}{1,000} \rightarrow \frac{19.5}{1,000} \rightarrow \frac{15}{1,000} \rightarrow \frac{11}{1,000} \rightarrow \frac{15.5}{1,000} \rightarrow \frac{13.5}{1,000} \rightarrow \frac{11}{1,000} \rightarrow \frac{9}{1,000} \rightarrow \frac{9}{1,000}$
失業等給付 保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000} \rightarrow \frac{20}{1,000} \rightarrow \frac{16}{1,000} \rightarrow \frac{14}{1,000} \rightarrow \frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000} \rightarrow \frac{11}{1,000} \rightarrow \frac{9}{1,000} \rightarrow \frac{8}{1,000} \rightarrow \frac{12}{1,000} \rightarrow \frac{14}{1,000} \rightarrow \frac{16}{1,000} \rightarrow \frac{12}{1,000} \rightarrow \frac{8}{1,000} \rightarrow \frac{12}{1,000} \rightarrow \frac{10}{1,000} \rightarrow \frac{8}{1,000} \rightarrow \frac{6}{1,000} \rightarrow \frac{2}{1,000}$ (弾力) (法改正) (法改正) (弾力) (法改正) (注2) (法改正) (弾力) (注4) (法改正・弾力) (法改正・弾力) (法改正・弾力) (注7) (法改正・弾力) (注8)
育児休業 給付 保険料率 (労使折半)		$\frac{4}{1,000}$ (法改正) (注8)
二事業 保険料率 (使用者負担)		$\frac{3.0}{1,000} \rightarrow \frac{3.5}{1,000} \rightarrow \frac{3.0}{1,000} \rightarrow \frac{3.5}{1,000} \rightarrow \frac{3.0}{1,000} \rightarrow \frac{3.5}{1,000} \rightarrow \frac{3.0}{1,000}$ (法改正) (弾力) (弾力) (弾力) (弾力) (弾力) (弾力)
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3} \rightarrow \frac{1}{4}$	$\frac{22.5\%}{(1/4)} \rightarrow \frac{20.0\%}{(1/4)} \rightarrow \frac{14.0\%}{(20.0\%)} \rightarrow \frac{1}{4} \rightarrow \frac{13.75\%}{[1/4]} \rightarrow \frac{2.5\%}{[1/4]} \rightarrow \frac{2.5\%}{[1/4]}$ (注3, 5) (注7) (注8)

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする。とされた。

(注7) 平成28年8月2日「未来への投資を実現する経済対策」を踏まえ、3年間(平成29年度から令和元年度まで)、時限的に引き下げる。

(保険料率:平成29年度は6/1000、 国庫負担率:本来の国庫負担の所要額に0.1を乗じて得た額)

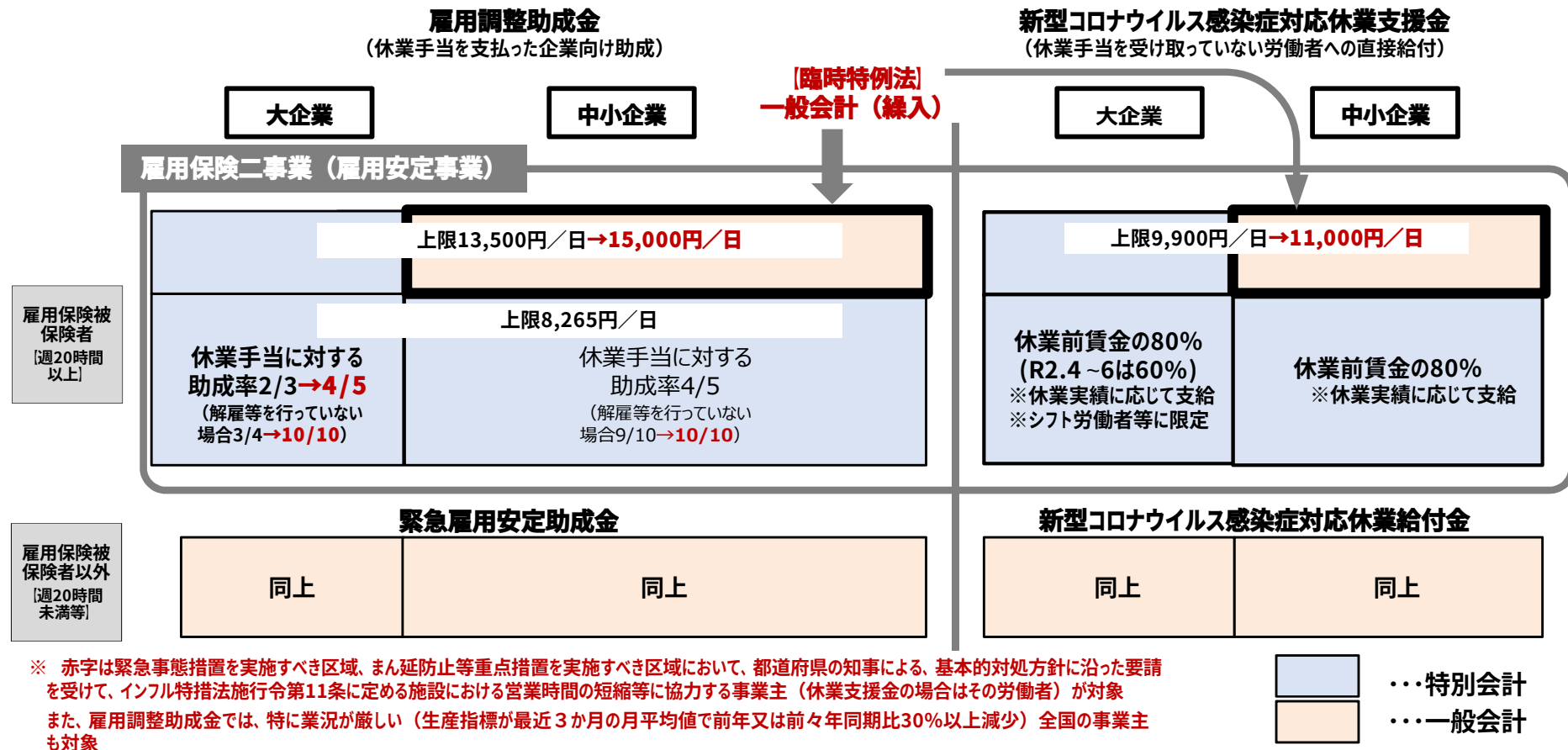
(注8) 育児休業給付について収支を失業等給付と区分し、育児休業給付の保険料率を4/1000に設定。

また、令和元年6月21日「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の引下げを2年間（令和2年度及び令和3年度）に限り継続。

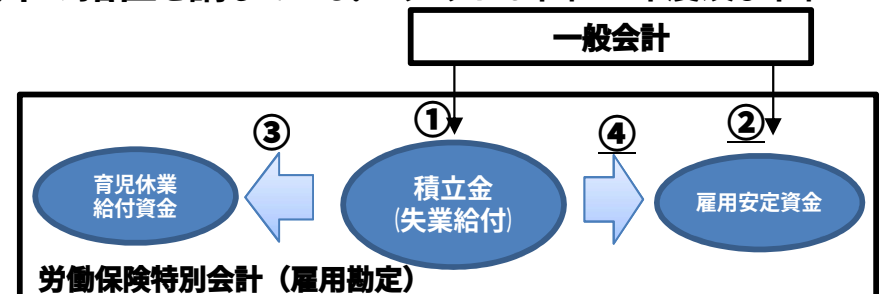
(保険料率:令和2年度は2/1000、 国庫負担率:本来の国庫負担の所要額に0.1を乗じて得た額)

雇用調整助成金等と一般会計との関係（R3.8時点）

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（以下「臨時特例法」という。）では、雇用調整助成金、新型コロナ対応休業支援金に要する経費のうち、**中小企業分の8,265円※を超える部分には一般会計から繰り入れること**となっている。
- ※～R2.7.31：8,330円、R2.8.1～R3.7.31：8,370円



- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法で以下の措置を講じている。（いずれも令和2年度及び令和3年度）
- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
 - ② **新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。**
 - ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
 - ④ **雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。**



失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	令和元年度 決算	令和２年度 決算	令和３年度 前年度決算 反映後予算
収入	11,386	4,087	4,314
うち 保険料収入	11,099	3,809	4,006
うち 失業等給付に係る国庫負担金	230	230	270
支出	18,148	15,180	17,800
うち 失業等給付費	16,626	13,826	15,772
差引剰余	▲ 6,762	▲ 11,094	▲ 13,486
雇用安定事業への貸し出し	—	▲13,951	▲ 2,301
積立金残高	44,871	19,826	4,039
(雇用安定事業費への貸し出し累計額)	—	(13,951)	(16,252)
弾力倍率	2.36	1.85	—

※1 保険料収入は、令和2年度以降、育児休業給付に係る保険料率(4/1,000)と区分するとともに、令和2年度・令和3年度は暫定的に2/1,000引き下げている(6/1,000)。

その上で、積立金の状況に応じて▲4/1,000の範囲内で変動させることが可能(弾力条項)であり、2/1,000となっている。

※2 平成29年度～令和3年度の間の国庫負担は、暫定的に原則の負担割合(基本手当の場合1/4等)の10/100に引き下げている。

※3 令和元年度の支出には、育児休業給付(5,709億円)が含まれている。

雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	決算	決算	前年度決算 反映後予算
収 入	5,735	26,900	12,540
うち 保険料収入	5,546	5,709	5,878
うち 一般会計より受入	—	6,956	4,169
うち 積立金より受入(借り入れ)	—	13,951	2,301
支 出	4,725	42,310	12,540
うち 雇用調整助成金 等	43	36,782	6,667
(雇用調整助成金)	43	36,374	6,117
(うち雇用調整助成金繰越額)	—	(6,576)	—
(産業雇用安定助成金)	0	0	537
うち 上記以外	4,682	5,528	5,873
差 引 剰 余	1,010	▲15,410	0
雇 用 安 定 資 金 残 高	15,410	0	0
(積 立 金 か ら の 借 り 入 れ 累 計 額)	—	(13,951)	(16,252)
弾 力 倍 率	2.52	▲ 7.65	—

※ 令和2年度の収支については、決算により生じた国庫負担（一般会計より受入）の繰越（3,806億円）を除いた額としている。

12,693億
(繰越6,576億)

育児休業給付関係収支状況

(単位: 億円)

	令和2年度 決算	3年度 前年度決算 反映後予算
収 入	7,709	7,868
支 出	6,648	7,202
うち 育児休業給付	6,437	6,992
差 引 剰 余	1,061	666
育児休業給付資金残高	1,061	1,727

(注1) 令和2年度から、法改正により失業等給付費から育児休業給付にかかる収支を区分している。

(注2) 数値は、それぞれ四捨五入している。

(参考) 失業等給付関係収支状況 (H20～H30年度)

(単位：億円)

	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	22,896	20,508	20,467	20,919	17,628	18,006	18,083	18,197	15,117	10,881	11,242
うち 保 険 料 収 入	19,664	12,790	17,858	18,658	15,570	16,057	16,551	16,771	13,746	10,587	10,879
うち失業等給付に係る 国庫負担金	1,604	5,887	702	1,281	1,531	1,410	1,252	1,261	1,226	184	208
うち求職者支援に係る 国庫負担金	—	—	—	167	5	247	63	53	43	5	5
支 出	15,907	22,481	18,221	17,946	17,460	16,642	16,118	16,523	16,311	16,402	17,155
うち 失 業 等 給 付 費	13,496	19,805	16,616	16,543	15,771	14,971	14,608	15,030	14,838	14,988	15,727
うち 求 職 者 支 援	—	—	—	110	551	467	350	279	231	191	156
差 引 剩 余	6,989	△1,973	2,246	2,973	168	1,364	1,965	1,674	△1,194	△5,521	△5,913
積 立 金 残 高	55,821	53,870	55,746	58,719	59,257	60,621	62,586	64,260	63,066	57,545	51,632
保 険 料 率	12/1,000	8/1,000	12/1,000	12/1,000	10/1,000	10/1,000	10/1,000	10/1,000	8/1,000	6/1,000	6/1,000
国 庫 負 担 率 (基 本 手 当)	13.75%	13.75%	13.75%	13.75%	13.75%	13.75%	13.75%	13.75%	13.75%	2.5%	2.5%

(注1) 積立金残高のうち平成22年度について、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(370億円)が減額されており、平成24年度決算処理において雇用安定事業費から返還されている。

(注2) 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てる額が含まれている。

(注3) 数値は、それぞれ四捨五入している。

(注4) 支出には育児休業給付が含まれている。

(参考) 雇用保険二事業関係収支状況 (H26～H30年度)

(単位: 億円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	5,996	6,149	5,359	6,245	5,892
支 出	3,711	3,894	4,366	4,517	4,796
差 引 剰 余	2,284	2,255	992	1,729	1,096
雇 用 安 定 資 金 残 高	8,329	10,584	11,576	13,305	14,400

(注1) 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。

(注2) 数値は、それぞれ四捨五入している。